○東京藝術大学大学院映像研究科における専攻長に関する要項

平成25年3月14日 教授会决定 改正 平成25年10月24日

(趣旨)

- 第1条 この要項は、大学院映像研究科の専攻の円滑な運営に資するため、専攻長 (以下「専攻長」という。)の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 大学院映像研究科の各専攻に専攻長を置くことができる。 (職務)
- 第3条 専攻長は、当該専攻の運営に関し、以下の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 専攻運営の総括及び連絡・調整に関すること。
 - (2) 他専攻との連絡・調整に関すること。
 - (3) 専攻の教育研究活動のための学外機関等との連絡・調整に関すること。
 - (4) その他専攻における共通事項に関すること。

(任命)

第4条 専攻長は、東京藝術大学大学院映像研究科運営委員会内規第3条第2号に もとづき当該専攻から選出された運営委員をもって充てる。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、専攻長に関し必要な事項は、大学院映像研究科長が別に定める。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。